

土壤汚染調査 Soil Contamination Investigation

土壤汚染調査は南西環境研究所におまかせください！

土壤汚染に関する規制が平成 22 年 4 月 1 日から強化されました。

土壤汚染対策法に基づいて土壤汚染調査を実施する場合は、環境省指定機関が調査を実施する必要があります。

弊社は「土壤汚染調査環境省指定機関」でありかつ、「計量証明事業所」であるため、調査計画から調査、分析、土壤浄化の提案までご相談にお応えできます。

どういうときに土壤汚染調査をするの？

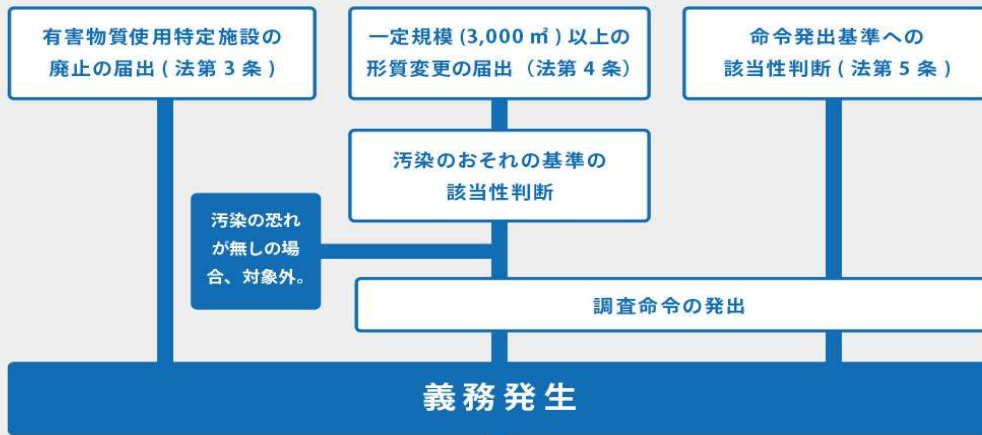
特定有害物質を使用している施設の土地利用の変更の際には、土壤汚染対策法に基づく調査が必要です。また、工場やガソリンスタンド跡地等汚染のおそれがある土地にも、土壤汚染リスクの把握をおすすめします。

沖縄県内でも近年、不動産売買に係る自主的な土壤汚染調査を行う事例が増加しています。お客様の

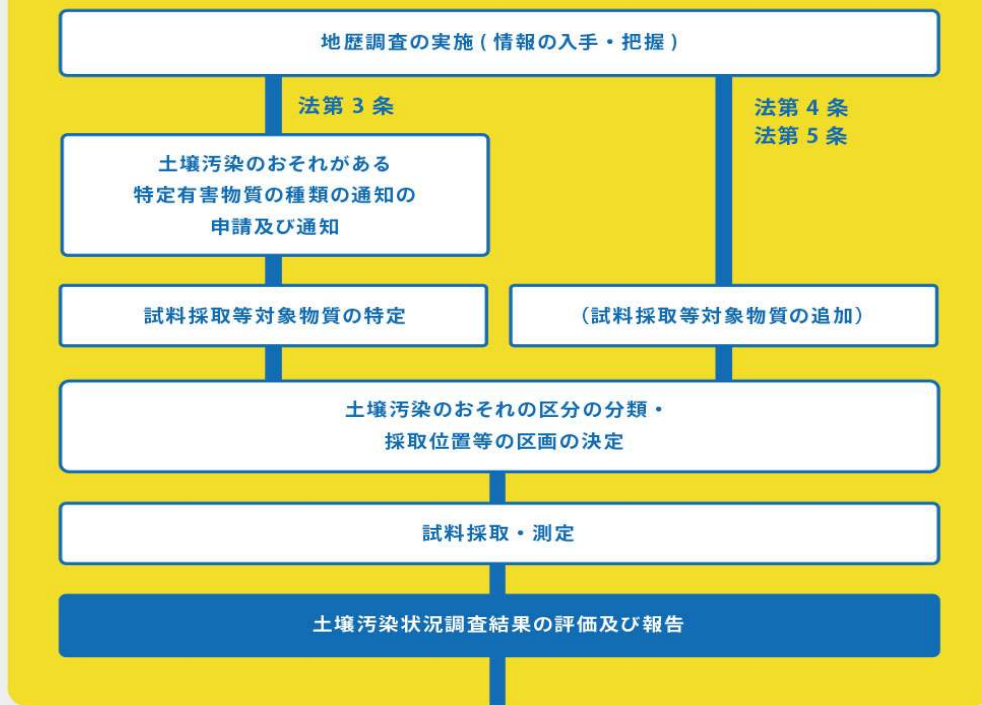
保有する資産の価値と品質を確保する上でも土壤汚染調査の必要性は高まっています。経験と実績を持った私たちにお気軽にご相談ください。



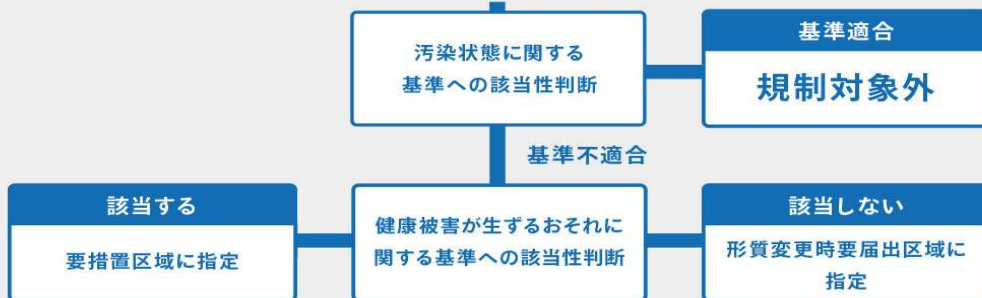
土壌汚染調査のプロセス



土壌汚染状況調査



結果報告



土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示(平成30年10月1日現在)

A. 指定調査機関情報

名 称	株式会社 南西環境研究所
指 定 番 号	2003-7-1001
連 絡 先	TEL:098-835-8411 / FAX:098-835-8412 Email: info@nansei-kankyo.co.jp
事業所の所在地	沖縄県中頭郡西原町字東崎 4-4
登録・許可の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント登録建設環境部 建 16 第 8093 号 ・環境計量証明事業沖縄県知事登録 濃度 第 42 号
技術管理者数	3名
業務をおこなう都道府県	沖縄県・鹿児島県
土壌汚染調査の従事技術者総数	18名

B. 調査の実績

		平成29年度	平成28年度	平成27年度	
土壌汚染調査の 元請での受注件数 ※契約件数	法対象※	①法第3条、第4条又は5条の調査	6件	3件	3件
		②法第16条の調査	0件	0件	0件
	法対象外	③資料等の調査のみ	0件	4件	2件
		④試料採取・分析を行った調査	5件	2件	4件
		⑤搬出土壌の試料採取・分析を行った調査	0件	0件	0件
土壌汚染調査の 下請での受注件数 ※契約件数	法対象※	①法第3条、第4条又は5条の調査	0件	0件	0件
		②法第16条の調査	0件	0件	0件
	法対象外	③資料等の調査のみ	0件	0件	0件
		④試料採取・分析を行った調査	4件	4件	10件
		⑤搬出土壌の試料採取・分析を行った調査	0件	0件	0件

C. 技術力

技術者の保有資格と資格保有者数

- ・技術管理者 / 3名
- ・技術士（総合技術監理 / 1名、建設部門 / 1名、環境部門 / 5名、農業部門 / 1名）

D. 業務品質管理の取組

業務品質管理の取組状況

環境省「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン」に基づき品質管理体制を整備しております。

Contact



お客様の抱える課題やニーズ、工期、予算にあわせて
最適な提案をさせていただきます。お気軽にお問い合わせください。

 株式会社 南西環境研究所
NE.LAB Nansei Environmental Laboratory Co.,Ltd.

〒903-0105
沖縄県中頭郡西原町字東崎4-4

TEL.098-835-8411(代)

FAX.098-835-8412

